

はじめに

本資料は財務省「令和7年度税制改正の大綱(令和6年12月27日閣議決定)」、各省庁資料、その他の資料に基づき作成しております。

また内容につきましては、情報の提供を目的として、想定される一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。

このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご注意ください。

実行にあたっては、税理士・弁護士等と十分にご相談のうえ、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。

辻・本郷 税理士法人



03

消費課税

外国人旅行者向け免税制度の見直し

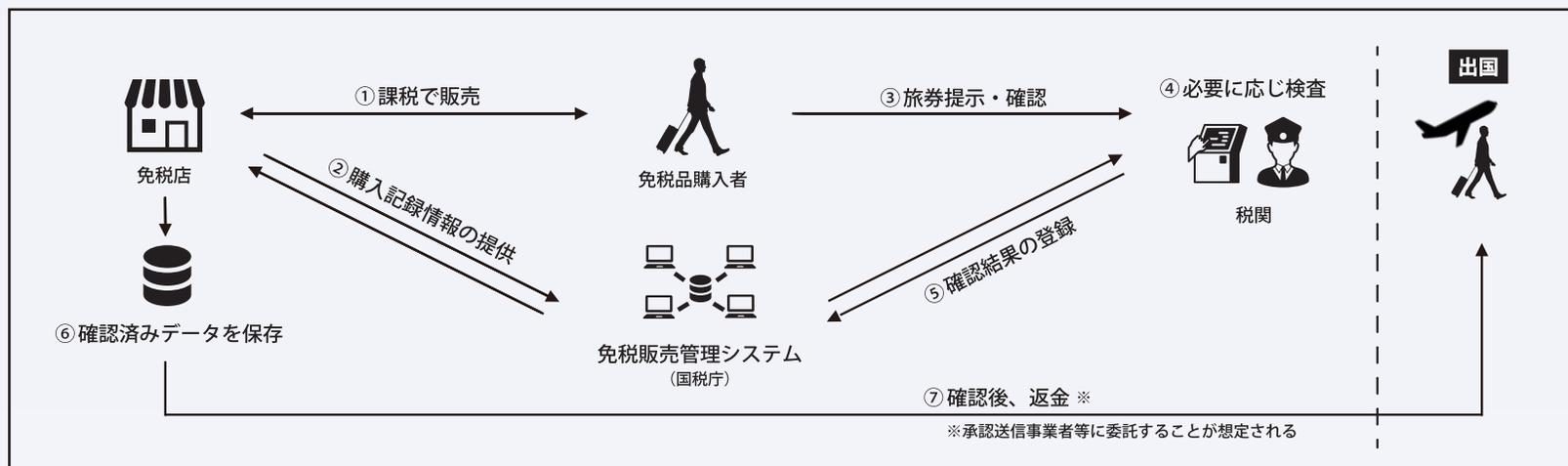


従来の免税制度では、安く購入した免税商品を海外へ持ち出さず、日本国内で転売されるという不正が多数発生しており、制度の不正利用と免税店での業務過多を解決するため、消費税免税制度の見直しが行われます。

— 解説 —

- ① 外国人旅行者向け消費税免税制度の新たな方式への見直し
 - ・ 消費税相当額を含めた価額で販売し、出国時に持ち出しが確認された場合に、免税品購入者に対し、消費税相当額を返金する「**リファンド方式**」となります。
- ② 免税対象物品の範囲の見直し
 - ・ 一般物品と消耗品の区分を廃止し、消耗品について、同一店舗一日当たりの購入上限額及び特殊包装が廃止されます。
 - ・ 不正目的で購入される可能性の高い金地金等の物品については、免税販売の対象外として個別に設定されます。
- ③ 免税販売手続きの見直し
 - ・ 100万円(税抜き)以上の免税品については、国税庁への購入記録情報の送信事項にその免税品を特定するための情報(シリアルナンバー等)が加えられます。

【リファンド式のイメージ】



新方式の適用は令和8年11月1日以後となり、空港などの混雑防止の環境整備や免税店でのレジ等のシステムの導入が必要となる可能性があります。今後も改正が行われる可能性もあり、引き続き情報を注視していく必要があります。